

制度名	津波防護施設に関する収用代替資産の取得に係る課税特例等の適用を受ける際の簡易証明書制度の適用				
税目	所得税、法人税				
要望の内容	<p>津波防災地域づくりに関する法律（仮称）に基づく津波浸水想定区域において、収用等又は交換処分等があった場合の特例措置の適用を受ける際の簡易証明書制度（公共事業施行者が証明することで足りるとする制度）の対象に、津波防護施設を追加する。</p> <table border="1" data-bbox="874 465 1490 566"> <tr> <td data-bbox="874 465 1222 566">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1222 465 1490 566">－ 百万円 （－ 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （－ 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （－ 百万円）				
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>東日本大震災においては、大規模な津波により人命、財産に著しく甚大な被害が発生したところであるが、一方で、内陸部において道路等の盛土等がいわゆる「二線堤」としての機能を果たし、その後背地の津波被害を防止・軽減したところである。このため、津波防災地域づくりに関する法律（仮称）により、津波災害を防止し、又は軽減するために都道府県知事又は市町村長が管理する盛土構造物、閘門その他の施設（海岸保全施設、港湾施設、漁港施設又は河川管理施設等その他政令で定める施設であるものを除く。）を「津波防護施設」と位置づけ、内陸部における津波による浸水被害の拡大の防止・軽減を図ることとしている。</p> <p>津波防護施設の整備については、国の基本指針に基づき、かつ、都道府県知事が定める津波浸水想定（津波により浸水するおそれがある土地の区域及び浸水した場合に想定される水深）を踏まえ、市町村が作成する津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）（仮称）に即して実施される。</p> <p>また、このような防災上重要な機能及び位置づけを有する津波防護施設については、海岸保全施設等と同様に、その形状、構造及び位置に関する技術上の基準を国が定めるとともに、土地収用法第3条の収用適格事業に位置づけることとしている。なお、収用適格事業については、租税特別措置法の規定により、収用等又は交換処分等の場合の特例措置が適用されているところである。</p> <p>租税特別措置法の規定により、収用適格事業である海岸保全施設等の施設については、収用等又は交換処分等があった場合の特例措置の適用を受ける際の簡易証明書制度の対象とされており、実際に土地収用法等に基づく収用等が行われないう場合でも本措置を適用することが可能であることから、これら事業に係る円滑な用地交渉が可能となっている。津波防護施設については、津波災害を防止・軽減する重要な施設であり、他の簡易証明書制度の対象事業と同様に、円滑な用地交渉によりその整備を推進する必要があることから、津波防護施設についても収用等又は交換処分等があった場合の特例措置の適用を受ける際の簡易証明書制度の対象とされるよう要望するものである。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>津波防護施設について、収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等の適用を受ける際の簡易証明書制度（公共事業施行者が証明することで足りるとする制度）の対象にされない場合、地方公共団体と土地所有者の合意の上で津波防護施設のための土地等の譲渡がなされた場合であっても、津波防護施設に関する収用代替資産の取得に係る5,000万円特別控除等の適用を受けるためには、土地収用法の規定により事業認定が行われる必要があり、津波防護施設の円滑な用地交渉に支障を来すことが想定される。</p> <p>また、津波防護施設は、津波防護施設管理者と協議の上で、市町村が作成する推進計画に位置づけられてその整備が行われるものであり、その整備は計画的かつ確実に実施されるものである。</p> <p>このため、他の簡易証明書制度の対象事業とされている土地収用法の収用適格事業と同様に、津波防護施設についても収用等又は交換処分等があった場合の特例措置の適用を受ける際の簡易証明書制度の対象とされるよう要望する。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○東日本大震災復興構想会議「復興への提言～悲惨のなかの希望」（平成23年6月25日） 第1章 新しい地域のかたち (2) 地域づくりの（まちづくり、むらづくり）の考え方 ①「減災」という考え方 「・・・さらに、防潮堤等に加え、交通インフラ等を活用した地域内部の第二の堤防機能を充実させ、・・・」 (4) 既存復興関係事業の改良・発展 「今後の津波対策は、これまでの防波堤・防潮堤等の「線」による防御から、河川、道路、まちづくりも含めた「面」による「多重防御」への転換が必要である。このため、既存の枠組みにとらわれない総合的な対策を進めなければならない。例えば、道路や鉄道などの公共施設の盛土を防災施設である二線堤として位置付けるべきである。」</p> <p>○社会資本整備審議会・交通政策審議会交通体系分科会計画部会緊急提言「津波防災まちづくりの考え方」（平成23年7月6日） 3 上記考え方に照らし今後解決すべき課題 (4) 津波防災のための施設の整備等 ②「上記の海岸保全施設や港湾施設等による防御効果に加え、例えば、二線堤（浸水の拡大を防止する機能を持つ道路等の盛土等）、宅地、公共施設の盛土等、津波防護（津波被害の軽減）に寄与する施設を「津波防護施設（仮称）」として位置づけ、活用すること等について検討すべき。」</p> <p>○東日本大震災復興対策本部「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日） 5 復興施策 (1) 災害に強い地域づくり ②「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員 (ii) 具体的には、今回のような大規模な津波リスクを考慮に入れ、例えば、①平地に都市機能が存在し、ほとんどが被災した地域、②平地の市街地が被災し、高台の市街地は被災を免れた地域、③斜面が海岸に迫り、平地の少ない市街地及び集落、④海岸平野部といった地域の状況に応じて、地盤沈下等の現況も踏まえつつ、以下のハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ実施する。 (二) 二線堤の機能を有する道路、鉄道等の活用</p>
		政策の達成目標	<p>国土交通省政策評価基本計画 政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する 業績指標89 津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積 長期的には0haを目指すが、当面の目標として、平成19年度約11万ha→平成24年度約9万ha</p>
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置
同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ		

	政策目標の達成状況	業績指標 89 津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積 平成21年度実績値 約10.0万ha
有効性	要望の措置の適用見込み	適用見込み（カッコ内は減収額、単位：百万円） 平成24年度：10件（－） 平成25年度：10件（－）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	上記の政策目標の達成状況は、ハード・ソフト、公共・民間による包括的な対策により達成されているものであり、本件税制の効果は、それら達成状況に直接発現されるものではないものの、円滑な達成のために有効な措置として効果を発揮している。 津波防護施設は、内陸部における津波による浸水被害の拡大の防止・軽減を図る上で重要な施設であり、円滑な用地交渉によりその整備を推進する必要があることから、本税制関連措置は非常に有効な手段であると考えられる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	○津波防護施設に関する収用代替資産の取得に係る5,000万円特別控除等の適用（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	津波防護施設整備事業（仮称） 平成23年度3次補正 230百万円（うち国費：115百万円） 平成23年9月末現在、検討中。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	津波防護施設の新設等に要する費用の一部を国が負担すること、本税制上の特例措置により事業用地の取得が円滑になることにより、当該施設の整備が推進されることとなる。
	要望の措置の妥当性	津波防護施設は、客観的な基礎調査と津波浸水想定の設定、地域の関係者間の調整手続きを経て、地域の意向として、当該施設以外の公共施設の整備等の各種関連施策を盛り込んだ、推進計画の中に位置づけられることによりその整備が実施されることから、その整備は当該推進計画に基づいて計画的かつ確実に実施されるものであり、その上で簡易証明書制度の適用により円滑な用地交渉を推進していくことは、内陸部における津波による浸水被害の拡大の防止・軽減を図るという政策目的を迅速に達成するための政策手段としての的確であると考えられる。
置の適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績	—

	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	—